

議案第 9 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月26日提出

向日市長 久嶋 務

条例第 号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

(向日市国民健康保険条例の一部改正)

第2条 向日市国民健康保険条例(平成5年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「障害者自立支援法(平成17年法律第123号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、同条第2項及び第3項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第3条 向日市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第2号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第3条（向日市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）の規定は、平成26年4月1日から施行する。